

弘前市たばこの健康被害防止対策の指針(案)に対するパブリックコメントの内容について

| 番号 | 応募方法 | 募集要件 | 章番号 | 項番号 | 項目 | 頁 | 内容区分 | 意見等 | 件数 | 回答 |
|----|------|---|-----|--------|------------------|--|------|---|----|---|
| 1 | Eメール | 1. 弘前市内に住所を有する人 | 第1章 | 2 | たばこの健康被害防止対策の必要性 | 3 5 | ④ | タバコの害による年間の死亡者数及び火災での被害等も掲載するべき。 | 1 | ご意見として承ります。 |
| 2 | 郵送 | 1. 弘前市内に住所を有する人 | | | PM2.5と受動喫煙 | 5 | ④ | 喫煙可能な店のPM2.5濃度は北京の汚染のひどい日と同様のレベルとの記載があるが、とても科学的に検証されているとは思われない。 | 1 | 「PM2.5と受動喫煙」の記載内容は、厚生労働省が「生活習慣病予防のための健康情報サイト(e-ヘルスネット)」で情報提供しているものであり、客観性を有するものと認識しております。 |
| 3 | 郵送 | 1. 弘前市内に住所を有する人 3. 弘前市内に勤務する人 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 6. 本指針(案)に利害関係を有する人 | | | ④ | 公的な指針に、日本禁煙学会の一団体の言い分を記載するべきではない。 | 4 | 1 | | |
| 4 | 郵送 | 1. 弘前市内に住所を有する人 3. 弘前市内に勤務する人 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 | | | ④ | 「PM2.5と受動喫煙」については、排気ガスや大気汚染等、様々な要因が考えられる。 他の要因を無視してたばこの煙をだけを取り上げても問題の解決にはつながらないと思う。 | 1 | 日本では大気の汚染は改善されつつありますが、屋内の喫煙規制が国際的に遅れているため、たばこ煙による屋内の空気汚染が問題となっています。 屋内等の空気汚染を改善し、疾病予防を図るためには、職場や公共的空間における受動喫煙防止等の対策が必要です。 | | |
| 5 | Eメール | 1. 弘前市内に住所を有する人 | 3 | 弘前市の現状 | | 6 10 | ④ | 青森県、弘前市ともに平均寿命が下回っているが、喫煙が原因での平均寿命が下がっていると思えない。 「禁煙に対する意識」のグラフも、約1,250人、人口18万人中の0.6%の意見を見せられても重要性が伝わらない。 禁煙に対する意識(年齢別)のグラフも一番上の無回答の色を「いつか禁煙したい」と同じ色にするのは、情報操作な気がして不快。 | 1 | 喫煙が健康に及ぼす影響については、長い研究の歴史があり、今日においては多くの研究成果が蓄積しています。その結果、喫煙者に、がん、心臓病、脳卒中など、特定の重要な疾病の罹患率や死亡率が高いこと、これらの疾病の原因と関連があることが多くの疫学研究等により指摘されています。 「禁煙に対する意識(年齢別)」のグラフ中「無回答」とあるのは、年齢を記入しなかった方が禁煙に対する意識について「いつか禁煙したい」と回答したものです。 |
| 6 | Eメール | 1. 弘前市内に住所を有する人 | | | | | ④ | 肺がんによる死亡率が高いという統計は分かりますが、アンケートの回答数や回収率の低さから考えると曖昧な結果と捉えられます。 | 1 | 死亡率に関するデータは、統計法に基づき厚生労働省が調査する「人口動態統計」によるものであり、調査対象は、「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としています。 |
| 7 | 郵送 | 1. 弘前市内に住所を有する人 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 6. 本指針(案)に利害関係を有する人 | | | | | ④ | アンケートの質問形式を公開するべき。 | 1 | アンケート概要と調査結果については、別途市ホームページで公表します。 |
| 8 | 郵送 | 1. 弘前市内に住所を有する人 | 第2章 | 3 | 禁煙・分煙の分類 | 23 | ⑤ | 分煙のあり方(書き方)が大雑把ですべて悪いようなイメージを受けやすい。 | 1 | 表は、公共的施設における喫煙場所の有無及び位置・構造を基に「禁煙」と「分煙」を分類したものです。 |

弘前市たばこの健康被害防止対策の指針(案)に対するパブリックコメントの内容について

| 番号 | 応募方法 | 募集要件 | 章番号 | 項番号 | 項目 | 頁 | 内容区分 | 意見等 | 件数 | 回答 |
|----|-------------|--|-----|-----|----------|----|------|---|----|--|
| 9 | 郵送 | 1. 弘前市内に住所を有する人 3. 弘前市内に勤務する人 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 6. 本指針(案)に利害関係を有する人 | 第2章 | 3 | 禁煙・分煙の分類 | 23 | ⑤ | 分煙(閉鎖型と開放型)の記述が分かりづらい。 分煙であれば、喫煙室や喫煙コーナー以外の場所は禁煙にする、分煙(閉鎖型)が厚労省基準を満たした喫煙所(室)による完全分煙のことを指すのかなど、分かりやすくしてほしい。 | 2 | いただいたご意見を踏まえ、記述を検討します。 なお、「分煙(閉鎖系)」については、建物内に喫煙室を設置するものをいい、「分煙効果判定基準策定検討会報告書」(平成14年6月)が示す基準を満たすかどうかは問いません。 |
| 10 | 郵送 | 1. 弘前市内に住所を有する人 2. 弘前市内に事務所等を有する人または団体等 3. 弘前市内に勤務する人 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 6. 本指針(案)に利害関係を有する人 | | | | | ⑤ | 分煙欄に「店頭表示」や「時間分煙(禁煙)」も追加してほしい。 | 6 | 23ページの表は、公共的施設における喫煙場所の有無及び位置・構造を基に「禁煙」と「分煙」を分類したのですが、「店頭表示」は、「禁煙」・「分煙」の実施の是非を対外的に知らしめる「行為」であり、本分類には馴染まないものと考えます。 「時間分煙(禁煙)」は、一時的に行われる「分煙」として、本表の「分煙」に含まれる旨記載する形で調整します。 |
| 11 | 郵送 | 1. 弘前市内に住所を有する人 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 6. 本指針(案)に利害関係を有する人 | | | 分煙の限界 | 23 | ③ | 分煙を推進するべき。 | 3 | 「分煙の限界」も記載したとおり、最近では、厚生労働省による基準を満たした喫煙室等の設置によっても受動喫煙防止が不確実であることが明らかとなっています。 これらのことも含め、本指針により、たばこの健康影響について正しい知識を普及し、たばこの健康被害防止を図ってまいりたいと考えております。 |
| 12 | 健康づくり推進課に持参 | 1. 弘前市内に住所を有する人 | | | | | ③ | 「分煙の限界」の記載は、分煙を否定するものと受け取れる。 厚労省も受動喫煙防止の助成制度を作り、分煙を進めているのに、弘前市は認めないという事か。 | 1 | |
| 13 | 郵送 | 1. 弘前市内に住所を有する人 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 6. 本指針(案)に利害関係を有する人 | | | | | ③ | 喫煙者は喫煙場所以外では吸わない、非喫煙者は喫煙場所に近づかないことが、お互いの立場を良好にさせると思う。 | 1 | 受動喫煙による健康被害は、喫煙が行われるあらゆる場所で生じる可能性があり、その防止には、喫煙者はもちろん、官公庁に限らず民間施設の各管理者など、多様な主体の協力が必要です。 本指針に基づき、市民や事業者等における受動喫煙防止に関する意識啓発を図り、自主的な取り組みやご協力を得ながら、受動喫煙防止対策を推進してまいります。 |
| 14 | 郵送 | 1. 弘前市内に住所を有する人 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 6. 本指針(案)に利害関係を有する人 | | | | | ③ | 三次喫煙について、より怖いのは感染症患者によるウイルスや細菌の拡散の方が生命の危険を脅かすのではないかと。患者の隔離政策等を優先することが健康づくりになるのでは。 | 1 | 喫煙が健康に及ぼす影響については、長い研究の歴史があり、今日においては多くの研究成果が蓄積しています。その結果、喫煙者に、がん、心臓病、脳卒中など、特定の重要な疾病の罹患率や死亡率が高いこと、これらの疾病の原因と関連があることが多くの疫学研究等により指摘されています。また、受動喫煙による周囲の人への健康被害についても、科学的に明らかとなっております。 市といたしましては、市民の健康を守るため、たばこの健康被害防止対策を進めることが喫緊かつ重要な課題であると認識しております。 |

弘前市たばこの健康被害防止対策の指針(案)に対するパブリックコメントの内容について

| 番号 | 応募方法 | 募集要件 | 章番号 | 項番号 | 項目 | 頁 | 内容区分 | 意見等 | 件数 | 回答 |
|----|-----------|--|-----|-----|----------------------|---------------|------|--|----|---|
| 15 | 郵送 | 1. 弘前市内に住所を有する人 3. 弘前市内に勤務する人 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 | 第2章 | 3 | 分煙の限界 | 23 | ③ | 三次喫煙について読むと、空気感染等に敏感になり、感染症の人の差別につながるのではと危惧する。 | 1 | 三次喫煙に関する記載内容は、厚生労働省が「生活習慣病予防のための健康情報サイト（e-ヘルスネット）」で情報提供しているものであり、客観性・公平性を有するものと認識しております。 |
| 16 | 郵送 | 1. 弘前市内に住所を有する人 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 6. 本指針（案）に利害関係を有する人 | | | | | ③ | 三次喫煙の健康に与える影響が明らかになったという話は聞いたことがない。曖昧な論拠で指針を策定すべきではない。 | 3 | |
| 17 | Eメール | 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 | | | 施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿 | 24 27 | ⑦ | 「先導的に全面禁煙とすべき施設」の「学校（小・中・高等学校等）」の中に大学を含めてはどうか。情報発信が他の教育機関よりも広く早い大学こそ「先導的に全面禁煙を実施」すれば、その効果が大きいと期待できる。 | 1 | 指針では、有病者や、特にたばこの健康被害を受けやすい心身ともに未発達の子どもに配慮し、これらが主に利用する施設について「先導的に全面禁煙とすべき施設」した上で、「敷地内禁煙」を目指す姿とし、それ以外の施設については「敷地内禁煙または建物内禁煙」を目指すこととしております。大学につきましては、「その他の多数の者が利用する施設」と同様、若者をはじめ多様な人が利用する施設であることから、原案どおりとします。 |
| 18 | Eメール | 6. 本指針（案）に利害関係を有する人 | | | 施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿 | 24 27 | ⑦ | 市が設置する施設については、「先導的に敷地内禁煙または建物内禁煙とする」と明記しており、弘前市の本気度が住民に伝わると思う。出来れば標記の順位を「子どもや妊産婦、有病者などが多く利用する施設」より先にしてはどうか。 | 1 | 先導的に全面禁煙とすべき施設の表記順につきましては、何よりもまずは、子どもや妊産婦、有病者におけるたばこの健康被害を防止することが優先されるべきと考えることから、原案どおりとします。 |
| 19 | Eメール | 1. 弘前市内に住所を有する人 3. 弘前市内に勤務する人 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 | | | | | ⑦ | 事業所での受動喫煙防止対策に力を入れて欲しい。 | 1 | 健康増進法、労働安全衛生法の趣旨も踏まえ、事業者の意識啓発を図り、自主的な取り組みや協力を得ながら、受動喫煙防止対策を推進してまいります。 |
| 20 | 郵送 FAX | 1. 弘前市内に住所を有する人 2. 弘前市内に事務所等を有する人または団体等 3. 弘前市内に勤務する人 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 6. 本指針（案）に利害関係を有する人 | | | | | ① | 民間施設には様々な業態があり、それぞれの施設の利用実態に合わせた受動喫煙防止対策を行っている。性急に敷地内禁煙または建物内禁煙を促すのではなく、まずは分煙を徹底するべきと考える。「速やかに敷地内禁煙または建物内禁煙に移行することが望まれます」は削除すべき。 | 26 | 健康被害防止の観点から、公共施設における受動喫煙防止対策としては、全面禁煙（敷地内禁煙または建物内禁煙。以下同じ。）が最も有効かつ適切です。ただし、施設によっては全面禁煙が困難な場合も想定され、この場合は、施設の利用者のニーズに応じて、施設内に喫煙可能区域を設定するなど、段階的に措置を講じることも有効と考えます。その上で、少しでも多くの事業主が本指針に基づき自主的に取り組み、「目指す姿」を実現されることを期待するものです。本部分については、弘前市たばこの健康被害防止対策協議会の意見も踏まえ、更に検討することとします。 |

弘前市たばこの健康被害防止対策の指針(案)に対するパブリックコメントの内容について

| 番号 | 応募方法 | 募集要件 | 章番号 | 項番号 | 項目 | 頁 | 内容区分 | 意見等 | 件数 | 回答 |
|----|-----------------------------|--|-----|-----|------------------------------|---------------|------|--|----|---|
| 21 | アイデア ポストに 投函 | 1. 弘前市内に住 所を有する人 3. 弘前市内に勤 務する人 5. 弘前市に対 して納税義務がある 人、または寄付を 行う人 | 第2章 | 3 | 施設等における受 動喫煙防止対策の 目指す姿 | 24 27 | ① | 快適に遊戯してもらう為に全面禁煙は反対。 | 7 | |
| 22 | F A X アイデア ポストに 投函 | 1. 弘前市内に住 所を有する人 2. 弘前市内に事 務所等を有する人 または団体等 3. 弘前市内に勤 務する人 5. 弘前市に対 して納税義務がある 人、または寄付を 行う人 6. 本指針(案) に利害関係を有す る人 | | | | | ① | 飲食店、娯楽施設、宿泊施設などに「敷地内禁煙または建物内禁煙」を 強制するのはおかしい。 | 4 | 健康増進法では、飲食店・宿泊施設・娯楽施設を含 め、多数の者が利用する施設の管理者は、受動喫煙を 防止するために必要な措置を講ずるように努めなけれ ばならないとしています。また、労働安全衛生法で は、事業者は、労働者の受動喫煙を防止するため、当 該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講じる よう努めるものとしています。 市といたしましては、受動喫煙から市民の健康を守る ためには、民間施設も含め、公共的施設における受動 喫煙防止対策を推進する必要があると考えます。 なお、指針は、市民や事業者等による主体的な取り組 みを推進し、非喫煙者等におけるたばこの健康被害を 防止することを趣旨とするものであり、施設の全面禁 煙化や禁煙を行政が強制するものではありません。 |
| 23 | Eメール 郵送 | 1. 弘前市内に住 所を有する人 2. 弘前市内に事 務所等を有する人 または団体等 3. 弘前市内に勤 務する人 5. 弘前市に対 して納税義務がある 人、または寄付を 行う人 6. 本指針(案) に利害関係を有す る人 | | | | | ① | 官公庁・医療・福祉などの公共性・公益性の高い施設や学校・公園等の 児童が多く利用する施設と、飲食店・宿泊施設・娯楽施設のように個人 の趣味嗜好や要望を満たすことが少なからず求められる施設とでは、同 じような指針でたばこの対策を行うことはナンセンス。 | 2 | |
| 24 | 郵送 | 1. 弘前市内に住 所を有する人 | | | | | ① | 客が来なくなり、商売に影響する。 | 1 | |
| 25 | 健康づく り推進課 に持参 | 1. 弘前市内に住 所を有する人 3. 弘前市内に勤 務する人 5. 弘前市に対 して納税義務がある 人、または寄付を 行う人 | | | | | ① | 施設内を一律全面禁煙にする指針・条例は、上位法である健康増進法25 条に照らし無効ではないか。 ⇒「指針」は一律全面禁煙化以外の措置を認めておらず、健康増進法の 趣旨に反している。 ⇒弘前市において法律を超えた特段の規制を必要とする地域的な特殊性 があるとは認められない。 | 1 | 指針は、市民や事業者等による主体的な取り組みを推 進し、非喫煙者等におけるたばこの健康被害を防止す ることを趣旨とするものであり、施設の全面禁煙化や 禁煙を行政が強制するものではありません。 なお、施設における受動喫煙防止対策については、施 設の条件や利用者のニーズに応じ、施設内に喫煙可能 区域を設定するなど、段階的に措置を講じることも有 効と考えており、健康増進法の趣旨に反するものでは ないと考えます。 |
| 26 | 健康づく り推進課 に持参 | 1. 弘前市内に住 所を有する人 3. 弘前市内に勤 務する人 5. 弘前市に対 して納税義務がある 人、または寄付を 行う人 | | | | | ① | 施設内を一律全面禁煙にする指針・条例は、財産権(憲法29条)を不当 に制約するものであり無効ではないか。 ⇒「指針」の受動喫煙防止といった目的は喫煙マナーの啓発や分煙等の 手段により達成可能であることから、一律全面禁煙化措置は必要かつ合 理的とは言えない。 ⇒特に禁煙が営業上の重要な要素となっている民間の施設(飲食店、宿 泊施設、パチンコ店等)にあつては、施設管理者の財産権が本来の価値 を發揮できない事態が生じることが予測され、財産権に対する規制は目 的達成のための手段として必要かつ合理的ではない。 | 1 | 指針は、市民や事業者等による主体的な取り組みを推 進し、非喫煙者等におけるたばこの健康被害を防止す ることを趣旨とするものであり、施設の全面禁煙化や 禁煙を行政が強制するものではありません。 なお、施設における受動喫煙防止対策については、施 設の条件や利用者のニーズに応じ、施設内に喫煙可能 区域を設定するなど、段階的に措置を講じることも有 効と考えており、財産権を侵害するものではないと考 えます。 |

弘前市たばこの健康被害防止対策の指針(案)に対するパブリックコメントの内容について

| 番号 | 応募方法 | 募集要件 | 章番号 | 項番号 | 項目 | 頁 | 内容区分 | 意見等 | 件数 | 回答 |
|----|-------------|---|-----|-----|----------------------|---------------|------|--|----|---|
| 27 | 健康づくり推進課に持参 | 1. 弘前市内に住所を有する人 3. 弘前市内に勤務する人 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 | 第2章 | 3 | 施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿 | 24 27 | ① | 施設内を一律全面禁煙にする指針・条例は、営業の自由（憲法22条1項）を不当に制約するものであり、無効ではないか。 ⇒「指針」の受動喫煙防止という目的は、喫煙マナーの啓発や分煙等の手段により達成可能であることから、一律全面禁煙化は必要かつ合理的な規制とはいえない。 | 1 | 指針は、市民や事業者等による主体的な取り組みを推進し、非喫煙者等におけるたばこの健康被害を防止することを趣旨とするものであり、施設の全面禁煙化や禁煙を行政が強制するものではありません。このことから、本指針については営業の自由を侵害するものではないと考えます。 |
| 28 | 健康づくり推進課に持参 | 1. 弘前市内に住所を有する人 3. 弘前市内に勤務する人 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 | | | | | ① | 施設内を一律全面禁煙にする指針・条例は、喫煙の自由を不当に制約するものであり、無効ではないか。 ⇒喫煙を楽しむ利益は法的保護に値するが、施設内一律全面禁煙化が義務付けられると、喫煙者は個人の行動の自由（憲法13条）の一環である利益を全面一律に失うことになる。 | 1 | 指針は、市民や事業者等による主体的な取り組みを推進し、非喫煙者等におけるたばこの健康被害を防止することを趣旨とするものであり、施設の全面禁煙化や禁煙を行政が強制するものではありません。なお、喫煙の自由について論じた最高裁判決（昭和45年9月16日判決）では、「喫煙の自由は基本的人権に含まれるとしても、あらゆる時、所において保障されなければならないものではない」とされています。 |
| 29 | Eメール | 1. 弘前市内に住所を有する人 | | | | | ⑦ | 全ての公園・公共施設に禁煙ボードを設置してはどうか。 〔場所〕 ・弘前城公園 全域 ・長四郎公園など全ての公園を明確に全面禁煙にする。 | 1 | 公園など屋外の公共的施設は空間が開放されており、施設（建物）に比べ受動喫煙が発生しにくいと考えられることから、指針では「受動喫煙を防止するための配慮が必要」としております。今後、施設の利用実態等を踏まえつつ対策を検討する上で、頂いたご意見は参考にさせていただきます。 |
| 30 | 郵送 | 1. 弘前市内に住所を有する人 2. 弘前市内に事務所等を有する人 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 6. 本指針（案）に利害関係を有する人 | | | | | ⑧ | 屋外では、子ども等の利用が想定される公共的な空間について配慮するように記載されているが、下囲いの注意点と合わないように感じる。これではすべての施設で建物の窓口や出入口から21m話すようにすべきであると読み取れる。このような誤解を招く記載はすべきではない。 | 1 | 「屋外に喫煙場所を設置する際の注意点」は、屋外の公共的空間に限らず、すべての公共的施設にあてはまるものとして記載しているものです。誤解をきたさないよう、表記を工夫します。 |

弘前市たばこの健康被害防止対策の指針(案)に対するパブリックコメントの内容について

| 番号 | 応募方法 | 募集要件 | 章番号 | 項番号 | 項目 | 頁 | 内容区分 | 意見等 | 件数 | 回答 | |
|----|------|--|-----|-----|----------------------|---------------|------|---|---------------------|--|--|
| 31 | 郵送 | 1. 弘前市内に住所を有する人 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 6. 本指針(案)に利害関係を有する人 | 第2章 | 3 | 施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿 | 24 27 | ⑧ | 屋外に喫煙場所を設置する際の注意点に日本禁煙学会の見解として煙の到達距離は21mと記載されているが、21m以内であれば健康被害が発生すると考えているのか。 | 1 | 他自治体の事例等も参考にし、日本禁煙学会による煙の到達距離に関するデータを掲載しましたが、屋外は風向・風力等の諸条件の変化を受けやすく、状況によっては該当しない場合も想定されるため、掲載については再度検討します。 | |
| 32 | 郵送 | 1. 弘前市内に住所を有する人 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 6. 本指針(案)に利害関係を有する人 | | | | | | ⑧ | | | 弘前市の公的な指針に日本禁煙学会の一団体の検証も十分にされていない様な見解を記載すべきではない。 |
| 33 | Eメール | 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 | | 4 | 実現に向けた取り組み | 30 | ⑨ | この指針は、策定と施行で終わることなく、施行後は繰り返してその効果についての評価を実施して頂きたい。 | 1 | 評価につきましては、いただいた意見を踏まえ、効果的・効率的運営に努めてまいります。 | |
| 34 | 郵送 | 1. 弘前市内に住所を有する人 3. 弘前市内に勤務する人 | | その他 | - | - | - | ③ | 分煙の店頭表示をもっと推進してほしい。 | 2 | 店頭での喫煙環境表示については、飲食業や旅館ホテル業等の同業組合で喫煙環境表示ステッカーを作成し、組合店舗で貼付されるなど、事業主による自主的な取り組みが行われ、嫌煙者の受動喫煙未然防止に寄与しているものと認識しております。今後とも、事業者等における受動喫煙防止に関する意識啓発を図り、自主的な取り組みやご協力を得ながら、受動喫煙防止対策を推進してまいります。 |
| 35 | 郵送 | 1. 弘前市内に住所を有する人 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 6. 本指針(案)に利害関係を有する人 | | | | | | | ③ | | |

弘前市たばこの健康被害防止対策の指針(案)に対するパブリックコメントの内容について

| 番号 | 応募方法 | 募集要件 | 章番号 | 項番号 | 項目 | 頁 | 内容区分 | 意見等 | 件数 | 回答 |
|----|---------------------------------|--|-----|-----|-----------------|---------------|------|--|----|---|
| 36 | 郵送 | 1. 弘前市内に住所を有する人 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 6. 本指針(案)に利害関係を有する人 | 参考 | 1・2 | 世界の動き 国の取り組み | 31 35 | ④ | 世界の動き、国の動きの引用の仕方が素人だ。条約とガイドライン、法律と通知、報告書などの違いも理解できていないのか。ただ羅列するだけってそれでも行政か。権威にすぎない田舎の自治体とバカにされる。恥をさすな。すべて削除しろ。権威にすぎないなら、独自など考えずに素直に国の法律の広報に努めれば十分目的は達成出来る。正しく引用できないならそうすべきだ。 | 1 | ご意見として承ります。 |
| 37 | Eメール | 1. 弘前市内に住所を有する人 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 6. 本指針(案)に利害関係を有する人 | | 3 | 弘前市の取り組み | 36 | ④ | 短命県返上といいますが、返上したその先は考えているのか。この少子高齢化社会で健康が維持されたとしても、残るのは高齢者ばかりで、若い世代に目を向けなければ本末転倒。 | 1 | |
| 38 | Eメール | 1. 弘前市内に住所を有する人 3. 弘前市内に勤務する人 | その他 | - | - | - | ⑬ | 近年、禁煙された方が増えている様に感じる。喫煙者のマナーも向上してきている。 | 1 | ご意見として承ります。 |
| 39 | 健康づくり推進課に持参 | 1. 弘前市内に住所を有する人 | | | | | ③ | 非喫煙者の権利にばかり一方的に配慮した内容で公平性に欠ける。指針全体が全面禁煙ありきの恣意的な構成となっている。全面禁煙の前に分煙の推進を全市で取り組み、段階を踏んで施設の利用形態に応じた禁煙化などの議論をするのが常道ではないか。弘前市のみが国の目指すべき方向性を超越して、全面禁煙に一方的に肩入れした指針を作らなければならない特殊性はない。 | 1 | 「分煙の限界」も記載したとおり、最近では、厚生労働省による基準を満たした喫煙室等の設置によっても受動喫煙防止が不確実であることが明らかとなっています。これらのことも含め、本指針により、たばこの健康影響について正しい知識を普及し、たばこの健康被害防止を図ってまいりたいと考えております。 |
| 40 | 郵送 FAX アイデア ポストに 投函 | 1. 弘前市内に住所を有する人 2. 弘前市内に事務所等を有する人 または団体等 3. 弘前市内に勤務する人 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 6. 本指針(案)に利害関係を有する人 | | | | | ⑥ | この指針の基となる委員会を傍聴しましたが、会議の進行が、まずは禁煙そして全面禁煙ありきで進められた事に対して、疑問を感じました。それが反映されてか、今回の指針となったようだが、公平性に欠けたものになったと思う。 | 3 | 本指針案については、学識経験者や医療機関のほか、飲食業、宿泊業、遊技業等の関係団体や公募市民等で構成する「弘前市たばこの健康被害防止対策協議会」で協議がなされているところです。協議会では、疾病予防の観点からたばこの健康被害を防止する本指針の基本的な考え方等について、各委員よりそれぞれの立場から忌憚のないご意見が出され、公正に議論が展開されているものと認識しております。 |
| 41 | 郵送 | 1. 弘前市内に住所を有する人 | | | | | ⑥ | 民間事業者の方々は内容に反対していると聞いているが、そうしたものを押し通すのは誰のエゴか？ なぜ合意の努力を行わずに進めるのか？ | 1 | |
| 42 | 支所等へ持参 | 1. 弘前市内に住所を有する人 3. 弘前市内に勤務する人 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 | | | | | ⑥ | 禁煙外来で儲けている医者や薬剤師が禁煙指針案のメンバーに入っているのに、たばこで生計を立てている人がメンバーに入っていないのはおかしい。 生計を立てている人もメンバーに入れるべき。 | 1 | 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の第5条第3項実施のためのガイドラインにおける勧告として、「締約国は、たばこ産業の雇用するいかなる人物も、タバコ産業の利益のために働く団体も、たばこ規制や公衆衛生政策を立案・実施する政府機関、協議会、諮問委員会の構成員として認めるべきではない」とされており、市といたしましては、これに準ずることとしたものです。 |

弘前市たばこの健康被害防止対策の指針(案)に対するパブリックコメントの内容について

| 番号 | 応募方法 | 募集要件 | 章番号 | 項番号 | 項目 | 頁 | 内容区分 | 意見等 | 件数 | 回答 |
|----|--------------------------|---|-----|-----|----|---|------|---|----|--|
| 43 | 郵送 | 1. 弘前市内に住所を有する人 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 6. 本指針(案)に利害関係を有する人 | その他 | - | - | - | ⑬ | 賛成反対問わず、反響が大きかったら、そのこと自体を真摯に受け止め、拙速に決めずに議論をもっとすべき。 | 1 | ご意見として承ります。 |
| 44 | 郵送 | 1. 弘前市内に住所を有する人 3. 弘前市内に勤務する人 | | | | | ⑫ | 今すぐに条例化すべきではない。 | 1 | 市といたしましては、「たばこの健康被害防止対策事業」を進めるうえで、関係機関・団体等の意見を聴きながら、十分な議論を踏まえ、段階的に進めていくこととしております。 はじめから「条例ありき」ではなく、まずは、行動指針を策定し、各主体の自主性に基づく取り組みの推進を図ってまいりたいと考えております。 条例制定につきましては、「指針」の運用による効果を分析したうえで、国の動向等にも注視しながら、その必要性も含めて検討していきたいと考えております。 |
| 45 | 郵送 アイデア ポストに 投函 | 1. 弘前市内に住所を有する人 3. 弘前市内に勤務する人 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 6. 本指針(案)に利害関係を有する人 | | | | | ① | 市内全面禁煙により喫煙者のマナーがますます悪くなる。 喫煙場所を設け、表示を明確にし、喫煙者も禁煙者もお互いを思いやり、マナー向上に努めるべき。 | 2 | |
| 46 | アイデア ポストに 投函 | 1. 弘前市内に住所を有する人 3. 弘前市内に勤務する人 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 | | | | | ① | 喫煙者の権利を無視してもいいのか。 法的な根拠を明確にして頂きたい。 | 1 | 本指針は、市民や事業者等による主体的な取り組みを推進し、非喫煙者等におけるたばこの健康被害を防止することを趣旨とするものであり、市全体を禁煙にするよう行政が規制するものではありません。 指針に基づき、マナー向上も含め、市民や事業者等における受動喫煙防止に関する意識啓発を図り、自主的な取り組みやご協力を得ながら、受動喫煙防止対策を推進してまいります。 |
| 47 | アイデア ポストに 投函 | 1. 弘前市内に住所を有する人 3. 弘前市内に勤務する人 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 | | | | | ① | 全面禁煙にしたら、弘前市ではたばこ税を使っはいけない。 弘前市でたばこを売らなければいい。 日本国でたばこを売っているのにおかしいのではないかな？ | 1 | |
| 48 | 郵送 | 1. 弘前市内に住所を有する人 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 6. 本指針(案)に利害関係を有する人 | | | | | ① | たばこ販売店を長年経営し、たばこ税を国、県、市町村に納め財政に貢献してきたと自負している。たばこ店の努力が水泡と帰す過度な指針には断固反対。 | 1 | |

弘前市たばこの健康被害防止対策の指針(案)に対するパブリックコメントの内容について

| 番号 | 応募方法 | 募集要件 | 章番号 | 項番号 | 項目 | 頁 | 内容区分 | 意見等 | 件数 | 回答 |
|----|---------------|--|-----|-----|----|---|------|---|----|---|
| 49 | Eメール | 1. 弘前市内に住所を有する人 | その他 | - | - | - | ① | 禁煙するかしないかは、リスク情報を承知した上で個人が自らの健康に与える影響を勘案して判断すべき。弘前市経営計画、喫煙率の目標は平成22年のデータであり信用性に欠ける。さらに目標数値に関しても強制が見受けられる為、見直しをした方が良い。 | 1 | 弘前市経営計画における喫煙率減少の目標設定は、国の「健康日本21（第二次）」や「がん対策推進基本計画」の考え方に準じ、喫煙者のうち禁煙を希望する人に対する禁煙支援等により喫煙者を減らすことを目標としたものであり、禁煙を希望しない喫煙者にまで禁煙強制や喫煙規制をするものではありません。 |
| 50 | F A X | 1. 弘前市内に住所を有する人 2. 弘前市内に事務所等を有する人 または団体等 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 | | | | | ① | 公共機関はともかく、飲食店や娯楽施設、商店まで加えるとはどういうことか。 条例を作り、罰則規定を盛り込むことを企んでいるのではないか。 喫煙者を犯罪者と言うなら、空気を汚す者すべてを犯罪者の対象にするべき。 喫煙者は病人。病人をもっといたわるべき。 | 1 | 受動喫煙による健康被害は、喫煙が行われるあらゆる場所で生じる可能性があり、その防止には、喫煙者はもちろん、官公庁に限らず民間施設の各管理者など、多様な主体の協力が必要です。 本指針に基づき、市民や事業者等における受動喫煙防止に関する意識啓発を図り、自主的な取り組みやご協力を得ながら、受動喫煙防止対策を推進してまいります。 条例制定につきましては、「指針」の運用による効果を分析したうえで、国の動向等にも注視しながら、その必要性も含めて検討していきたいと考えております。 |
| 51 | Eメール F A X | 1. 弘前市内に住所を有する人 3. 弘前市内に勤務する人 5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄付を行う人 | | | | | ① | たばこの喫煙は個人の主体性を尊重すべきであり行政の介入は望ましくない。喫煙者はたばこ税を納めているのだから、行政が公共施設等での喫煙場所の環境整備をする事を希望します。 | 2 | 指針は、たばこを吸わない周囲の人への受動喫煙による健康影響を防止することを主眼としたものであり、喫煙そのものを規制するものではありません。 たばこ税が本市の税収の一つであることは認識しておりますが、市としては、たばこによる健康影響から市民を守ることが大切だと考えます。 本指針に基づき、市民や事業者等における受動喫煙防止に関する意識啓発を図り、自主的な取り組みやご協力を得ながら、受動喫煙防止対策を推進してまいります。 |
| 52 | 郵送 | 3. 弘前市内に勤務する人 | | | | | ① | 店内に入る前に禁煙なのか喫煙できるのか分かれれば助かると思う。 敷地内禁煙などは病院だったら分かるけど、公園などでそれをやられると、喫煙者の人は困ると思う。 | 1 | ご意見として承ります。 |
| 53 | Eメール | 1. 弘前市内に住所を有する人 | | | | | ① | 短命県、返上したい気持ちはわかるが、「県人口」「市人口」を増やす努力をして%（喫煙率）の割合を下げるほうが先決ではないか。 減塩、短命県返上はわかるが、今日の青森県全体を支えてきて、原因はどうあれ亡くなった方々に対する冒瀆にも感じる。 | 1 | ご意見として承ります。 |
| 54 | Eメール | 6. 本指針（案）に利害関係を有する人 | | | | | ① | 条例を制定してほしい。 | 1 | 市といたしましては、「たばこの健康被害防止対策事業」を進めるうえで、関係機関・団体等の意見を聴きながら、十分な議論を踏まえ、段階的に進めていくこととしております。 はじめから「条例ありき」ではなく、まずは、行動指針を策定し、各主体の自主性に基づく取り組みの推進を図ってまいりたいと考えております。 条例制定につきましては、「指針」の運用による効果を分析したうえで、国の動向等にも注視しながら、その必要性も含めて検討していきたいと考えております。 |

弘前市たばこの健康被害防止対策の指針(案)に対するパブリックコメントの内容について

| 番号 | 応募方法 | 募集要件 | 章番号 | 項番号 | 項目 | 頁 | 内容区分 | 意見等 | 件数 | 回答 |
|----|-------------|---------------------|-----|-----|----|---|------|--|----|-------------|
| 55 | Eメール | 6. 本指針(案)に利害関係を有する人 | その他 | - | - | - | ⑩ | 非喫煙者を受動喫煙の危害から守るため、以下の課題に重点的に取り組んで頂きたい。 1. タバコ対策を健康づくりの最重要の一つに据えること。 2. 受動喫煙防止のためいかに取り組むこと。 (1) 公共性の高い施設と子ども・妊産婦の保護を最優先とした全面禁煙ルール(条例制定を含め)の確立 (2) 保護者への禁煙促進の働きかけ・啓発 (3) 敷地内禁煙の徹底・遵守 (4) 市民等に対する受動喫煙のリスクのある施設等への立入禁止の義務付け・明示 (5) 若年者への禁煙サポート 3. 国の現状を追認するときでない率先した全面禁煙施策の推進 | 1 | ご意見として承ります。 |
| 56 | Eメール FAX | 6. 本指針(案)に利害関係を有する人 | | | | | ② | たばこの健康被害については、明確なものであり、この指針は先進的な取り組みだと考えます。今後の居住を考える時に、こういった取り組みをしている市へ積極的に住みたいと思える指針です。 | 1 | |
| 57 | FAX | 6. 本指針(案)に利害関係を有する人 | | | | | ② | 指針(案)に賛同する。原案どおりに推進してほしい。 | 35 | |

計 144 件